

鑄協発 27 第 号
平成 27 年 6 月 3 日

鑄物産業振興議員連盟
会 長 麻生 太郎 殿

東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号
機械振興会館 5 階 501 号室

一般社団法人 日本鑄造協会
会 長 木村 博彦

陳 情 書

鑄造業は、日本の製造業を下支えする大変重要な産業であります。電力多消費産業でもあるため、その事業継続は安価で安定的な電力供給が前提となっています。

鑄造業界における売上高に占める購入電力金額の割合は、約 10%を占めるまでに増加しています。平成 26 年度の全国の電力会社からの購入電力は、値上げを実施した 7 電力会社管内（北海道、東北、東京、中部、関西、四国、九州の 7 電力会社）における電力料金値上げ分のコスト負担増は約 88 億円とその影響は甚大です。特に再生可能エネルギー固定価格買取賦課金は、電力料金値上げ分に匹敵する 84 億円となっています。さらに、燃料費調整額 66 億円を加えた電力料金コスト負担増の鑄造業全体の負担額は、約 238 億円にのぼるものと試算されます。

一方、鑄造業は、経営基盤の弱い従業員数 30 名未満の中小事業所が約 8 割を占めており、これらの負担増は電力多消費産業の当業界にとってはまさに死活問題といえます。現に、平成 24～26 年の 3 年間に 37 件の倒産・転廃業があり、そのうち 16 社が倒産するに至っています。この間の倒産・転廃業等に占める平均倒産比率は 43.2%と平成 5～23 年の 19 年間の同 13.7%に比べて 3 倍と大幅に上昇しており、中小鑄造企業は事業継続の危機にあるといえます。

電気料金問題等で大変厳しい環境の中、前向きに取り組んでいる中小企業が大多数を占める鑄造業の人材育成や技術開発、税制につきましても、大変重要な課題となっております。

つきましては、このような事態に対し、以下の点を要望致します。

I. 重点要望項目

1. 再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)の見直し

- (1) 買取量に上限を設け、際限の無い賦課金の拡大の抑制

再生可能エネルギー固定価格買取制度における賦課金は、現行の4年目は1.58円/kwhと、年率2倍以上のペースで拡大しています。

同制度は、仮に原発が再稼働し、震災以降の値上げが収まったとしても、将来的に賦課金が上昇する制度となっており、これを放置することは、電力多消費産業である鋳造業の国内存立の基盤を失わせるものです。このため、毎年度の買取量に上限を設け、際限の無い賦課金拡大の抑制を要望致します。

(2) 再生可能エネルギー賦課金減免措置の対象拡大(中小企業に配慮した基準の緩和)

賦課金減免措置については、適用の境界が8倍を超えるか否かの一点に限られているため、実質的に電力多消費でもあるにもかかわらず減免措置がまったく適用されないなどの著しい不公平も生じています。このため、再生可能エネルギー賦課金減免措置の対象拡大(中小企業に配慮した基準の緩和)を要望致します。

2. 原子力発電の安全性を確保した早期再稼働を含めた安価で安定的なエネルギー供給

原子力発電の再稼働に当たっては、福島原発事故の教訓を生かし、科学的見地から徹底的に安全確認を行うことが大前提であると考えます。しかし、再稼働までの期間が余りに長期化し予見可能性が無い現状を踏まえれば、原子力規制委員会において、審査案件毎に適切な標準処理期間を示すことが必要と考えます。新規制基準への適合が確認された原発については、これまで得られた知見、経験を最大限活用し、今後の効率的な再稼働の実施に繋げていただきたいと思います。

現状の電気料金値上げの最大の要因は、原子力発電の再稼働の遅れであります。国が前面に立って立地自治体等関係者との調整を進め、速やかな再稼働により、安価で安定的な電力供給が長期にわたって継続的になされることが重要であると考えます。

また、今般のエネルギーミックスの議論に当たり、現在の状況を打開するには、電気料金の水準を、当面は東日本大震災以前の水準に戻すとともに中長期的には更に低下させるよう要望致します。

3. 取引慣行適正化

政府において、本年3月「素形材産業取引ガイドライン」及び自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器等ユーザー産業のガイドラインの改訂を行い、「エネルギー価格等のコスト増分の取引価格への転嫁」を明記いただいたところですが、この取り組みの成果を着実に上げることが必要不可欠であります。

そのためには、更なるユーザー業界への「素形材産業適正取引ガイドライン」「自動車産業適正取引ガイドライン」等の周知・徹底及び定期的なフォローアップを要望致します。

II. 施策関連要望

1. 外国人技能実習制度の期間延長等

今国会で審議中の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（案）」の施行にあつては、優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ（4～5年目の技能実習の実施）を可能とする、となっております。会員組合は監理団体になりますので、優良団体の許可基準の策定に当たっては関係者の意見を聞く機会を設けていただき、早期策定・公表をお願いします。なお、許可基準の1つに技能実習生の技能評価試験の合格率が入る場合には、無理のない合格率の水準を設定していただき、また各地で実施される試験について速やかな体制整備等を要望致します。

2. 経営者保証に関するガイドラインの周知・徹底

中小企業融資における経営者の連帯保証が、新規起業や事業承継の障害となっております。平成26年2月「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、経営者保証に依らない「経営者保証ガイドライン対応保証制度」が始まっています。しかし、信用力が相対的に低い中小企業の場合、依然として経営者自らが融資の保証人となるのが一般的となっているのが実態であります。

このため、銀行等における「経営者保証に関するガイドライン」の周知・徹底を図るとともに、個人保証への依存・融資慣行化の阻害要因の合理的対応、円滑な事業承継等について、さらなる要件の緩和等を要望致します。

Ⅲ. 予算関連要望

1. 中小企業に配慮した人材育成・技術開発等への助成の充実

中小企業が大多数を占める鑄造業においては、企業が自ら人材育成を行うことが困難であることから、当協会では新人教育、中堅人材教育等の研修事業を協会事業の柱として実施していますが、協会事業としては受益者負担の原則から高額な受講料を設定せざるを得ない状況にあります。全国に展開している中小鑄造企業会員にとって、高額な受講料に加えて交通費等を負担しての研修受講は困難となっております。同様に国際競争力の維持・向上を図るための技術開発も困難となっております。

このため、サポーティング・インダストリーである鑄造業の人材育成（新人教育研修・鑄造カレッジ・鑄造カレッジ上級コース研修）及び技術開発を促進するための予算の充実に要望致します。

また、3Dプリンタ等新しいものづくり技術は、鑄造業にとっても国際競争力の維持・向上に欠かせないものです。こうした最先端のものづくり技術は国が主導しつつ、スピード感をもって開発し、その成果の実用化にあたっては、中小企業も含めて普及させるよう要望致します。

2. 電力多消費産業に対する省エネ投資支援施策の特例について

省エネ支援施策としては、エネルギー使用合理化事業者支援事業（いわゆる省エネ補助金）について、平成 26 年度補正予算において、従来には無かった手続きの簡素化や、電力多消費企業、中小企業に対する補助率の上乗せなど、実情に見合った制度となりました。前述した通り我々電力多消費産業では、厳しい電力事情のなか、国内でのものづくり、地域雇用を守るためにも電気料金の負担を削減すべくあらゆる手段を日々模索しております。今般実施して頂いた特例措置につきましては、短期の募集期間で予算を使い切ってしまいましたが、引き続き、電力多消費産業の省エネを強力に後押しする省エネ補助金の継続・拡充を実施頂くよう要望致します。

IV. 税制関連要望

1. 中小企業の事業承継税制

非上場株式等については相続税の納税猶予及び免除の特例がありますが、要件に雇用の 8 割の維持が要件となっているなどの実情に合わないため、要件緩和を要望致します。

2. 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

鋳造業への需要の半数超を構成する自動車産業において、消費税の引き上げによる国内新車販売の減少は、自動車産業を最大のユーザーとする鋳造業にも深刻な影響を与えています。このため、自動車取得税の消費税 10%引き上げ時での廃止等を要望致します。

3. 地球温暖化対策税の用途拡大等の反対

CO₂排出抑制のための施策を実施する観点から導入された地球温暖化対策のための税について、その用途を森林吸収源対策や地方の温暖化対策財源など拡充することには反対致します。

以 上